



ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.inagi.tokyo.jp/i/>
(左のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください)

稲城市議会議員選挙・稲城市長選挙 明日につながる、あなたの一票

東京都入選作品 三村真央さん作



投票日 4月22日(日)
時間 午前7時～午後8時

稲城市で投票できる方は
昭和62年4月23日以前に生

稲城市で
投票できる方
できない方

4月22日(日)は、任期満了に伴う稲城市議会議員選挙・稲城市長選挙の投票日です。あなたの貴重な一票を生かすため、必ず投票しましょう。

表1 転入・転出した方の投票

	要件	稲城市での投票の可否
稲城市に転入した方	19年1月14日までに住民登録をして、引き続き稲城市に住んでいる方	投票できます
	19年1月15日以降に稲城市に住民登録をした方	投票できません
稲城市から転出した方	投票日(4月22日)までに市外に転出した方	投票できません

稲城市へ転入した方、稲城市で投票できる方は、19年1月14日までに住民登録をし、引き続き市内に住んでいる方で

城市から転出した方は表1をご覧ください。

市内で
住所を移した方

市の選挙人名簿に登録されている方が市内で住所を移した(転居した)場合は、選挙人名簿の登録の移し替えを行います。この選挙では、19年4月6日までに転居の届け出をした場合は、新住所の投票所で投票できます。4月7日以降に転居の届け出をした場合は、元の住所地の投票所での投票となります。

投票区と投票所

投票区と投票所は表2のとおりで、市内16カ所です。

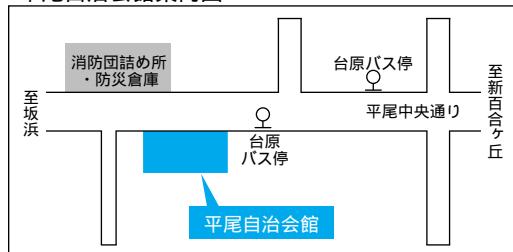
表2 投票区と投票所

投票区	投票所	所在地	区域
1	稲城第一小学校体育館	東長沼956	矢野口の一部 東長沼の一部
2	稲城第一中学校体育館	百村23	東長沼の一部 百村の一部 大丸の一部
3	市立第四保育園	大丸607-2	大丸の一部
4	稲城第二小学校体育館	坂浜590	坂浜の一部
5	稲城第四小学校体育館	押立1250	押立の一部 東長沼の一部 矢野口の一部
6	市立第一保育園	矢野口256	矢野口の一部 押立の一部
7	平尾小学校体育館	平尾三丁目1-3	平尾の一部
8	大丸地区会館	大丸251	東長沼の一部 大丸の一部
9	ふれんど平尾体育館	平尾一丁目9-1	平尾の一部
10	稲城第七小学校体育館	矢野口1901-2	矢野口の一部
11	向陽台小学校体育館	向陽台三丁目2	向陽台の一部 百村の一部 坂浜の一部
12	平尾自治会館	平尾三丁目7-1	平尾の一部
13	城山小学校体育館	向陽台六丁目17	向陽台の一部
14	長峰小学校体育館	長峰二丁目8	長峰全域
15	若葉台小学校体育館	若葉台四丁目5	若葉台全域 坂浜の一部
16	稲城第三中学校体育館	矢野口3043	矢野口の一部 東長沼の一部

表3 期日前投票

会場	期間	時間
市役所1階ロビー	4月16日(月)～21日(土)	8時30分～午後8時
平尾自治会館(下図参照)	4月19日(木)・20日(金)	9時～午後6時

平尾自治会館案内図



仕事や旅行などの理由で投票日に投票できない方は、期日前投票をすることができます。期日前投票には、宣誓書の提出が必要です。

期日前投票ができる方 次のいずれかに該当する方は、投票日に仕事や冠婚葬祭などがある方、投票日にレジャーや買い物または旅行などの予定がある方

仕事やレジャーなどで投票できない方へ
期日前投票をご利用ください
4月16日(月)～21日(土)

不在者投票

投票日に出産や病気で入院予定の方
会場・期間・時間 表3のとおり

出張、旅行などで他の区市町村に滞在する場合は、滞在地の選挙管理委員会へ投票することができます。投票には稲城市選挙管理委員会が必要で、早めに稲城市選挙管理委員会に請求してください。

不在者投票施設に指定された病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳細は、入院・入所している施設に問い合わせてください。市内では、市立病院、稲城台病院、よみうりランド慶友病院、ヒルトンプロマン、正吉苑、いなぎ苑、ひらお苑が指定されています。

稲城市明るい選挙推進委員

30人の明るい選挙推進委員(下表参照)が、「贈らない・求めない・受け取らない」の「三ない」運動をスローガンに、明るい選挙推進のためにボランティアで活動しています。委員の主な役割は、地域で選挙啓発活動を推進することです。

表 稲城市明るい選挙推進委員 (敬称略)

地区	氏名	地区	氏名
向陽台	牛山文夫 (話あい指導員)	向陽台	村上真理子
			木崎るみ子
矢野口	柏村和紀 伊藤民子 千田英子 松田睦子	坂浜	新井和子
			塩田ますみ
			八木橋正廣
東長沼	戸張恵司 大村和子 千木良敬子 渋谷眞澄	平尾	佐藤法子
			村松富美恵
			馬場みち子
			丸山美智子
大丸	工藤裕子 鷹野洋子 松本美子	押立	加藤政道
			関初枝
			宮向幸子
百村	下谷美那子 山野辺厚子	長峰 若葉台	榎本昭子
			加藤訓子
			西百合子

表 4 選挙公報を備えている施設

地区	施設名
矢野口	第二文化センター、第一保育園
東長沼	市役所、中央文化センター、地域振興プラザ、第四文化センター、第二保育園
大丸	市立病院、第四保育園、第六保育園、水道課
百村	保健センター、福祉センター
坂浜	坂浜診療所、第三保育園
平尾	平尾出張所、第三文化センター、第五保育園
押立	押立自治会館
向陽台	中央図書館、城山文化センター
長峰	総合体育館
若葉台	若葉台出張所

インターネットと携帯電話 投票・開票速報

市ホームページ及び携帯電話版市ホームページで、稲城市議会議員選挙・稲城市長選挙の投票・開票速報をご覧になれます。

ホームページのアドレスなどは、1面の表題部に記載しています。携帯電話版ホームページのアドレスの2次元コードは、投票所入場整理券を郵送した封筒にも掲載しています。

選挙運動は自由に行われるのが理想ですが、選挙の公正を確保し、お金のかけられない選挙を実現するために、選挙運動にルールが設けられています。稲城市議会議員選挙・稲城市長選挙のルールは次のとおりです。

総合体育館 メインアリーナ

候補者の選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会が設置するポスター掲示場以外には、一切掲示することができません。稲城市議会議員選挙・稲城市長選挙

入場整理券がなくても投票できます

投票所入場整理券が届かなかった場合や、汚したり紛失したりした場合でも、身体に一定の障害がある方などで、表1に該当する方は、郵便でのやりとりによって自宅などで投票することが可能です。

郵便等による不在者投票

選挙管理委員会に申し出てください。証明書を交付します。投票用紙等交付申請書に証明書を添付して、投票日

代理投票・点字投票

投票所では、字を書くことが不自由な方に、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。また、目の不自由な方には点字投票を用意しています。遠慮なく投票所の受付に申し出てください。なお、選挙公報の内容を

ポスター掲示場

選挙運動は自由に行われるのが理想ですが、選挙の公正を確保し、お金のかけられない選挙を実現するために、選挙運動にルールが設けられています。稲城市議会議員選挙・稲城市長選挙のルールは次のとおりです。

投票所 入場整理券

世帯ごとに
まとめて郵送します

投票所入場整理券は、住民基本台帳の記録に基づき、同一世帯全員の分をまとめて一つの封筒に入れて、4月16日(月)頃までに郵送します。

投票の際は、自分の投票所入場整理券をお持ちになり、投票所を確認のうえお出かけください。

投票所に つえたてを 設置します

お年寄りの方など、つえをお使いの方が投票する際、つえが倒れないように各投票所の記載台に「つえたて」を設置します。どつぞご利用ください。

選挙人名簿で確認できれば投票できます。投票の際に投票所受付に申し出てください。不明な点は、選挙管理委員会に問い合わせてください。

表 1 郵便等投票ができる方

障害などの区分		障害などの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表 2 代理記載投票ができる方

障害の区分		障害の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症

表 1にも該当している必要があります。

表 3 郵便等投票証明書の有効期限

障害などの区分	有効期限
身体障害者手帳	交付の日から7年間
戦傷病者手帳	
介護保険の被保険者証	被保険者証に記載されている有効期限

選挙Q & A

- 質問** 選挙運動用自動車からの連呼の音がうるさい。規制できないか。
答え 公職選挙法により、選挙運動用自動車からの連呼は午前8時から午後8時まで認められ、音量の規制は特にありません。しかし、学校・病院などの周辺では静穏保持の規定があるほか、官公庁の建物、電車などの交通機関やその施設地内、療養施設では連呼行為は禁止されています。
- 質問** 自宅の塀に政治活動用ポスターを張られたが、勝手にはがしてもよいか。
答え 家族に確認し、誰も承諾していなければ、はがしてもよいですが、ポスターの掲示責任者などに連絡して、引き取りにきてもらってください。または、掲示責任者などにはがさせるようにしてください。
- 質問** 投票日当日、電話により特定の候補者への投票を依頼できるのか。
答え 選挙運動期間中(この選挙では4月15日～21日)はできますが、投票日当日や選挙運動期間以外ではできません。

選挙運動

選挙運動は自由に行われるのが理想ですが、選挙の公正を確保し、お金のかけられない選挙を実現するために、選挙運動にルールが設けられています。

開票と参観

開票は、4月22日(日)午後9時から総合体育館で行います。参観は自由ですが、参観者が多い場合は入場を制限することがあります。

選挙公報

4月19日頃の朝刊に折り込みます